

### 2021年3月で27周年を迎えました



厳しかった冬将軍がようやく去り、春の陽気を感じられる季節を迎えた今日この頃、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合は2021年3月10日をもちまして、27周年を迎えました。これもひとえに組合員の皆様や関係各位のご支援の賜物と深く感謝しております。今後とも、何卒ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ETCコーポレートカード 年度分取扱手数料について

4月ご利用分(5月発送)の請求書にて、4月1日時点で発行済みの全てのETCコーポレートカード(右記写真の黄緑色のETCカード)1枚につき629円(税込)の取扱手数料をご請求させていただきますので、ご確認をお願いいたします。今回ご請求分は、2021年4月～2022年3月までの年度分取扱手数料となります。



### ご不要なETCコーポレートカードのご返却のお願い

現在、ご使用されていない不要なETCコーポレートカードのご返却をお願いいたします。ETCコーポレートカードはNEXCOが発行しているカードで、車両とETCコーポレートカードは紐づけされているため、ご不要のカードはNEXCOに返却する必要があります。

①廃車等でご不要になったコーポレートカード

②車両入替の旧コーポレートカード

不要なコーポレートカードがお手元にございましたら、速やかにご返却のお手続きをお願いいたします。なお、**2021年3月30日(火)(組合必着)**までにご返却されたコーポレートカードに関しましては、年度分取扱手数料はかかりません。

今一度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 2021年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、2021年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を**2022年3月末まで延長**する旨の方針が示されましたので、下記の通り延長になりました。

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額 | 割引率      |
|-----------------------|----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分       | 10%(20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分       | 20%(30%) |
| 3万円を超える部分             | 30%(40%) |

※( )内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率です。(2022年3月末まで)

# 高速道路の交通規制情報

徳島道・松山道・今治小松道・高知道、維持修繕工事・建設工事のため夜間通行止めになります。

実施期間: 2021年4月12(月)～7月17日(土)

実施時間: 各日夜19時～翌朝6時まで(※土・日・祝日の夜間は規制を行いません)

詳細はNEXCO西日本、下記HPをご確認ください。

【NEXCO西日本】 <https://www.w-nexco.co.jp/shikoku-yakan/>



## 事業部からのお知らせ

### 2021年4月1日より、「36協定届」の様式が新しくなります

2021年4月1日より、36協定(時間外・休日労働に関する協定届)の様式が変更になります。一般条項および特別条項ともに変更点は2点あり、①使用者の押印・署名の廃止、②36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設です。①については、行政手続きにおいて押印廃止が進められていることの一環であり、押印・署名が廃止されますが、記名をする必要はあります。②については、労働者の過半数代表者が適切に選任されているかの確認のために設けられました。

協定の有効期間の始期が2021年4月1日以降の36協定届を新様式と旧様式のどちらで届け出ればよいかについては、届出日がポイントとなります。原則として届出日が2021年3月31日までは旧様式、2021年4月1日以降は新様式を用いて締結、届け出を行うこととなります。

詳細は、厚生労働省の下記HPをご参照ください。

【厚生労働省】 [https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/0304\\_36Yousiki.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/0304_36Yousiki.html)

# 「2020年度 実施状況報告書」作成ご協力をお願いについて

技能実習生を受け入れている実習実施者は、毎年1回、「実施状況報告書」を作成の上、管轄する外国人技能実習機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。毎年5月末日までに、直近の技能実習年度(4月1日から翌年3月31日までの技能実習に関する事業年度)に係る報告書を提出する必要があります。

詳細については、組合担当者よりご案内いたしますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

## 技能実習生の宿泊施設における 鍵付きロッカーなどの設置のお願いについて

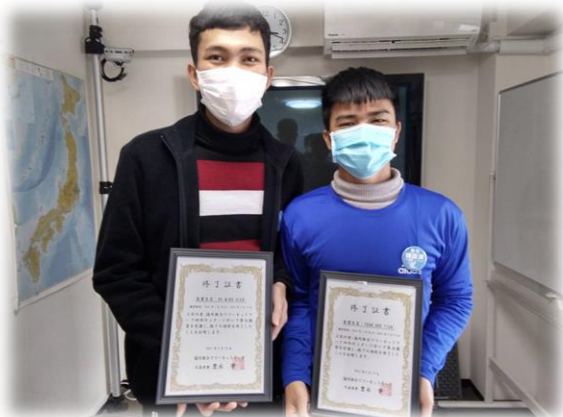
外国人技能実習制度関係法令によると、実習生が個人別に施錠可能な部屋で生活している場合を除き、実習生のプライバシーの確保や盗難防止の観点から、①身の回り品を収納できる一定の容量があり、②施錠可能で、③持出不能な「私有物収納設備」(鍵付きロッカーなど)を設置する措置を講じていることが必要です。

周知のとおり、外国人技能実習機構による実地検査、いわゆる「機構の監査」が3年に1回程度の頻度で実施されていますが、その際、まだこの措置が取られていない場合は改善勧告等の対象となります。

実習実施者様におかれましては、上記措置をまだ取られていない場合は迅速にご対応いただきますよう、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。



## 研修センターだより



ベトナムより入国した実習生の1ヵ月間に渡る入国後講習が修了し、実習実施先へ配属されました。

現在も新型コロナウイルスの影響により実習生の入国・帰国が困難な状況が続いています。

そのような状況下でも実習生の渡航・帰国(途中帰国含む)の旅費については、実習実施者様にご負担いただくようお願いしており、実習生はその保証があることで安心して入国することができます。

コロナ禍の大変な時期ではありますが、心身ともに健康で3年間の技能実習を無事に修了できるよう、実習実施者の皆様とともに当組合も取り組んでまいります。